

T広報たぶせABUSE

Public Relations No.1006



田布施中学校で全生徒と教職員が作成した折り鶴や虹、花をデザイン化し、完成した横断幕の披露会が行われました。

この横断幕は、新型コロナウイルス感染症に負けず、頑張られている地域の皆さんや医療従事者に少しでも元気になってもらえればとの思いで作成されました。

—田布施中学校 横断幕披露会
笑顔と元気あふれる住みよいまち 田布施

7
2020

一連の報道および職員に対する対応について

今年4月の異動で、職員への配慮が不足していたことに対し、一部報道が全国へ拡散され、町民の皆さまにご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

6月17日（水）の記者会見で、ご報告申し上げましたとおり、異動場所や1人で業務をさせていたことについて、配慮が足らなかった点があり、職員本人に謝罪し、今後の仕事の進め方や職場環境などについて時間をかけて話し合いを行い、報道にあった『ひとり勤務体制』を解消することができました。

今後、職員の意欲と能力などが十分に発揮できるよう、職場環境の改善などに努めて参ります。

この問題は、町議会が設置さ

れました『田布施町人事調査特別委員会』で調査・検証が行われることとなりました。町も、この調査に全面的に協力して参りたいと考えております。

また、固定資産相続登記未了に係る課税誤りにつきましては、すでにお知らせしておりますように、対応方針を定め、令和2年度分以降の問題は解消しております。現在、過年度分の還付に向けた作業を全力で進めております。

今後、町政の信頼回復に向けて全力で取り組んで参りますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

田布施町長 東 浩二

厚生労働省

新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA

『COCOA』は新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、厚生労働省作成のスマートフォンのアプリです。

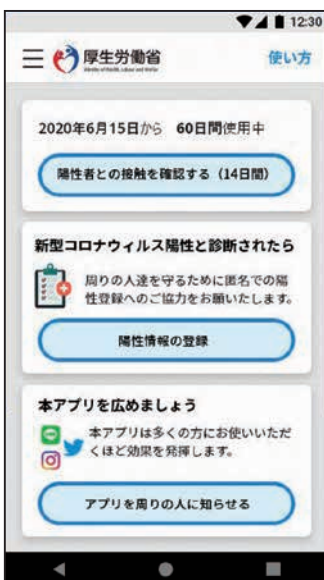
『COCOA』は、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンとの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いがわからないようプライバシーを確保し、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

利用者は、陽性者と接触した可能性がわかることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。アプリの利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

アプリのインストールや詳細な情報については、QR

コードを読み取るか、URL (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html) で検索してください。

▼画面のイメージ



▼アプリインストールのQRコード



キャッシュレス決済『JPQR』をはじめませんか？

問総務課 総務係 ☎ 52-5802

■『JPQR』とは？

『JPQR』は一般社団法人キャッシュレス推進協議会により策定されたQRコード決済の統一規格です。

複数社あるQRコードを1枚にまとめる（統一化）ことで、1枚のQRコード（JPQR）で複数社の決済に対応します。

『JPQR』を導入することで、マイナポイントや各社キャンペーンなどの活用による集客力UPが期待できます。

■『JPQR』の申込方法は？

JPQR普及事業ウェブサイトからお申込みができます。

ウェブサイトには、JPQR普及事業の概要や説明資料・申込手順・動画などが公開されています。

また、JPQR普及事業事務局による電話相談も実施されています。

■ JPQR 普及事業コールセンター

◇受付時間

午前9時～午後6時（土・日・祝日含む）

☎ 0120-206-100

■『JPQR オンライン説明会』に

参加してみませんか？

7月15日（水）より、JPQRの導入を検討している事業者向けに『JPQR オンライン説明会』が開催されます。

オンライン説明会は誰でも参加可能です！

オンライン説明会の開催日程などの詳細は、JPQR普及事業ウェブサイトよりご確認ください。

■ JPQR 普及事業ウェブサイト

<https://jpqr-start.jp/>

※ QRコードを読み取り、確認もできます。



新型コロナウイルス感染防止と熱中症防止を心がけ、 『新しい生活様式』を健康に過ごしましょう

新型コロナウイルスの感染防止のためマスクの着用や手洗い、3密（密集、密接、密閉）を避けるなど『新しい生活様式』が求められています。『新しい生活様式』に気を付けながら、熱中症を予防しましょう。

熱中症を防ぐために、適宜マスクを外す

- ・屋外で人と十分な距離を（2メートル以上）
- ・マスク着用時は、激しい運動を避けましょう



暑さを避け、涼しいところへ

- ・涼しい服装、日傘や帽子で暑さ対策を
- ・涼しい室内に入れなければ日陰へ



こまめに水分補給と塩分補給を

- ・起床後や入浴前後もまずは水分補給を
- ・大量に汗をかいたときは、水分と塩分の補給を
- ・1日あたり1.2リットルを目安に

エアコン使用中でもこまめな換気を

- ・窓とドアを2か所程度開け、扇風機や換気扇を併用する

※換気後はエアコンの温度の再設定を

— 注意 —

一般的な家庭用エアコンは室内の空気を循環させるのみで換気はされていません。

暑さに備えた体づくりと日ごろから体調管理を

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動（『やや暑い環境』で『ややきつい』と感じる運動を毎日30分程度）
- ・毎朝、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪いときは自宅で静養を



『第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました

問町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

国において、平成24年8月に『子ども・子育て関連3法』が制定され、この法律に基づき、平成27年3月に『子ども・子育て支援新制度』が施行されました。

町では、平成27年3月に『田布施町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、家庭、地域、保育・教育機関、企業、行政が協働し、子どもの成長、子育てへの支援に関するさまざまな施策に取り組んできました。

未来の田布施町をつくる存在である子どもが笑顔で健やかに成長できるよう、また、子育て家庭が『田布施町は子育てがしやすい』と感ずることができるよう、このたび『第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、地域が一体となった子ども・子育て支援の取組のさらなる充実を図ります。

■計画の期間 令和2年度～6年度の5年間

■基本目標ごとの取組

◇子どもの豊かな育ちを支える体制づくり

①就学前の教育、保育の充実

- ・就学前の教育、保育を安定的に提供するための体制の整備
- ・保育士および幼稚園教諭の資質のさらなる向上および幼保小連携の推進

②生きる力を育む教育の充実

- ・確かな学力、豊かな心を身に付けさせるとともに、健康や体力を養い、社会的な自立の基礎を培う
- ・子どもが身近な地域で安全に遊び、学べる場所やさまざまな体験活動を行うことができる機会の充実
- ・若者が田布施町で暮らし、子どもを産み育てることができるよう、自立を支援する取組の推進

◇子育てを支える体制づくり

①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり

- ・妊娠期から子育て期にわたる総合窓口として開設した、子育て世代包括支援センター（^{にこここ}2525 たぶせ）において、適切な支援を行う
- ・子どもの成長に応じた食育の推進
- ・学童期および思春期における心身の健康の向上を図るための取組の推進

②子育てを支援する事業の充実

- ・相談体制、情報提供体制の充実を図り、令和2年7月1日から子育てアプリを配信
- ・多様な状況に応じた保育サービスの充実
- ・養育に要する費用、医療費の助成や各種制度の周知
- ・親の子育てに関わる学習機会の充実

③子育て支援のネットワークづくり

- ・地域の子育てに関する関係機関の連携強化
- ・子育て支援を担う人材の育成

④子育て家庭が安心して暮らせる環境づくり

- ・子育て家庭が安心して外出できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化などの推進
- ・子どもを交通事故や犯罪などから守るため、意識啓発などの推進





◇社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり

①障がいのある子どもと家庭への支援の充実

- ・年齢や障がいなどの程度などに応じた教育、保育、専門的な療育の提供
- ・障がいのある子どもなどに対する相談、指導、生活支援の充実

②子どもの人権を守る環境づくり

- ・養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど、虐待を未然に防ぐための取組の推進
- ・地域の関係機関と連携を図り、切れ目のない総合的な支援

③困難な状況にある子どもへの支援の充実

- ・ひとり親家庭の就労支援や相談など、生活の安定と自立に向けた支援
- ・貧困家庭の自立を支援するとともに、子どもの教育支援などの取組の推進

◇仕事と子育てを両立させる社会づくり

①保育サービスの充実

- ・就学前の保育を安定して提供するとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応した、多様な保育サービスの充実
- ・放課後児童クラブの質および量的な拡充を図るとともに、放課後子ども教室など地域の子育て支援活動と連携したサービスの充実

②ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・個人、事業主、地域など社会全体における『ワーク・ライフ・バランス』の意義や働き方の見直しに向けての意識啓発
- ・事業主に対して積極的な子育て支援への取組、職場意識の醸成を促進

新型コロナウイルス感染症対策で

予約制として利用定員を減らします

プール開きは7月23日(木)です

スポーツセンター内プールを次のとおり開放します。

◇期間

7月23日(木)～8月23日(日)

※台風や雷注意報が発令されたときや雨などによる水温低下の場合は、使用中止となります。

◇休館日

毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)

※一般開放を中止する場合は、前日までにプール入口に掲示します。

◇利用対象者

町内在住者に限る

◇申込方法

原則前日(木)のみの予約制とする(午後3時まで)

※定員に満たないときは当日も受け付けます。

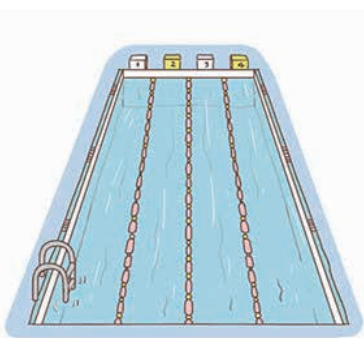
◇使用定員

感染症対策として定員を減らします。

- ・25mプール 20人
- ・幼児プール 10人
(保護者含む)

◇開放時間

午前11時～正午
午後1時～午後2時
午後3時～午後4時



料金表 (1時間あたり)

- ・高校生以上 160円
- ・中学生以下 80円
- ・3歳未満 無料

※使用中止となった場合
・開放時間の30分未満は1時間分の料金を返金
・開放時間の30分以上は1時間分の料金を徴収

8月から乳幼児医療費助成制度（未就学）の所得制限を撤廃します

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

町では、0歳～小学6年生までのお子さんを対象に、所得制限を設けて、医療費の助成を行ってきましたが、8月から町独自事業として、未就学のお子さんについての所得制限を撤廃します。

未登録のお子さんがある世帯には、すでに案内文・申請書を送付しています。まだ申請を行っていない場合は手続きをお願いします。

『乳幼児・こども医療』『ひとり親家庭医療』の更新手続きについて

■乳幼児・子ども医療費助成の更新および新規申請

前年度より乳幼児・子ども医療費助成制度の更新は自動更新を行っていますので、すでに登録をしている人は所得判定を行い、7月末ごろに受給者証（子ども医療費助成での所得超過の場合は通知書）を送付します。

また、所得状況が確認できない人には、別途案内を送付します。

◇受付期間 随時受付

午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く）

◇必要なもの（新規申請のみ）

- ・健康保険証（子どもの名前が記載されているもの）
 - ・印鑑
 - ・令和2年1月1日以降に田布施町に転入した人は、市町村民税課税額を証明できるもの（令和2年度の課税所得証明または令和2年度の町県民税特別徴収税額通知書）
- ※令和2年1月1日時点の住所地の市町村にご確認ください。

■ひとり親家庭医療費助成の更新および新規申請

対象の世帯には申請書を送付します。受付期間内に町民福祉課（③④窓口）にて更新手続きをしてください。

◇受付期間

7月10日（金）～7月31日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く）

◇必要なもの

- ・健康保険証（世帯全員の名前が記載されているもの）
 - ・印鑑
 - ・令和2年1月1日以降に田布施町に転入した人は、市町村民税課税額を証明できるもの（令和2年度の課税所得証明または令和2年度の町県民税特別徴収税額通知書）
- ※令和2年1月1日時点の住所地の市町村にご確認ください。

『乳幼児・こども医療費助成制度』とは？

0歳～小学校6年生のお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や配偶者の離職による特例があります。詳細はお問い合わせください。

（所得要件）

父母の令和2年度の市町村民税所得割額の合計が13万6,700円以下の人が対象。ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父母の所得判定額に加算し判定。

『ひとり親家庭医療費助成制度』とは？

18歳までのお子さんを養育するひとり親世帯の父・母・養育者とお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

（所得要件）

世帯の令和2年度の市町村民税所得割が非課税の世帯が対象。

ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父・母・養育者の所得判定額に加算し判定。

児童扶養手当受給者の現況届について

問町民福祉課 児童係 ☎52-5810

8月は『児童扶養手当現況届』の提出月です。

ひとり親家庭などで、現在、児童扶養手当を受給している人に現況届の案内を送付しています。現況届は8月1日現在の状況や前年の所得などを確認し、受給資格を審査するものです。

提出期限までに手続きを済まされないと11月以降の手当の支払いが受けられない場合がありますので、ご注意ください。

◇提出期限 8月3日(月)～8月31日(月)

敬老会 中止のお知らせ

令和2年度の敬老会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とします。開催を楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

■米寿・白寿の記念品について

9月1日現在で、米寿(88歳)、白寿(99歳)の人に記念品を贈呈します。

◇対象者

- ・米寿 (昭和6年9月2日～昭和7年9月1日に生まれた人)
- ・白寿 (大正9年9月2日～大正10年9月1日に生まれた人)

※対象者には、9月上旬に案内文を発送します。

問健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

■長寿お祝い金について

9月1日現在で、80歳・90歳・100歳の人に長寿お祝い金を給付します。

※対象者には、9月上旬に案内文を発送します。

■金婚夫婦は届出をお願いします

今年、金婚を迎えられるご夫婦に、田布施町社会福祉協議会から記念品が贈られます。

◇対象者

昭和44年7月1日～昭和45年6月30日の間に結婚され、7月1日現在、健在なご夫婦

◇届出方法

ご夫婦の氏名・住所・生年月日・婚姻年月日を健康保険課に届け出る

◇届出期限 8月7日(金)

国勢調査田布施町実施本部

6月1日(月)、田布施町では役場内に『令和2年国勢調査田布施町実施本部』を設置しました。調査に向けて体制を整え、適正かつ円滑に調査が行えるよう準備を進めています。

調査結果は、国や都道府県、市町村行政の基礎資料となり、社会福祉や雇用対策、生活環境の整備など私たちの暮らしのために役立てられます。

今回の国勢調査につきましても皆様のご理解とご協力をお願いします。



国勢調査田布施町実施本部を設置しました

問企画財政課 企画係 ☎52-5803

令和2年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。

国勢調査は、統計法に基づき日本に住むすべての人および世帯を対象として全国一斉に行われる、最も重要な統計調査です。

今回の調査は、大正9年に初めて国勢調査が実施されてから100年目の調査となります。100年の間に時代に合わせて調査項目や調査方法が見直されてきました。また、前回実施された平成27年国勢調査から、インターネット回答が導入されました。

後期高齢者医療制度 および

国民健康保険加入者 の皆さんへ

☎健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者証などの更新について

【有効期限 7月31日（金）】

現在、交付している『後期高齢者医療被保険者証』および『国民健康保険被保険者証』、『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証』（※）の有効期限は7月31日（金）です。新しい被保険者証などを7月中に簡易書留郵便で送付します。

なお、古い被保険者証などは8月1日以降使用することができませんので、各自で処分してください（返却は不要です）。

※医療機関などの窓口での自己負担割合（2割、3割）を示す、被保険者証と一体化した証です。70歳の誕生日の翌月1日（誕生日が1日の人はその日）より使用することができます。75歳の誕生日に後期高齢者医療制度へ移行するまでの間、交付されます。

年度途中に70歳になる人については、随時お送りします。

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療費が高額となった場合、これらの認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う負担額が法定の自己負担限度額までとなります。

※認定証の交付を受けずに医療費を支払った場合、自己負担限度額を超えた額は、後日、高額療養費により支給されます。

現在認定証をお持ちの人

現在交付されている令和元年度の認定証の有効期限は7月31日（金）です。

①後期高齢者医療制度に加入している人

8月以降の認定区分が『区分Ⅰ』（注1）または『区分Ⅱ』（注2）、『現役並みⅠ』（注3）、『現役並みⅡ』（注4）となった人には、7月中に新しい認定証を送付します。自動更新となりますので、更新手続きは必要ありません。

⇒認定区分『区分Ⅱ』の認定証をお持ちの人で、その認定証の交付期間中の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合、申請することで食事代がさらに減額されます。申請の際は、病院の領収書など入院日数のわかる書類を持参してください。

※同一世帯内に住民税の申告などをしていない人（未申告の人）がいる場合、負担区分の判定ができないため、自動更新となりません。該当者には山口県後期高齢者医療広域連合より『勧奨通知』が送付されます。通知が届いた人で認定証が必要な場合は健康保険課までお越しください。

（注1）区分Ⅰ 世帯全員が令和2年度住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる世帯に属する人または老齢福祉年金受給者

（注2）区分Ⅱ 世帯全員が令和2年度住民税非課税の世帯で、区分Ⅰ以外の人

(注3) 現役並みⅠ 自己負担割合が3割かつ令和2年度住民税の課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者および同一世帯の被保険者

(注4) 現役並みⅡ 自己負担割合が3割かつ令和2年度住民税の課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者および同一世帯の被保険者

②国民健康保険に加入している人

住民税非課税世帯の人または70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上の人で自己負担割合が3割かつ住民税の課税所得が145万円以上690万円未満の人で、令和2年度もこれらの認定証が必要な人は申請が必要です。期限内に必ず更新の手続きをしてください。

現在、適用区分が『オ』または『区分Ⅱ』の認定証(青色)をお持ちの人で、その認定証の交付期間中の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合、申請することで食事代がさらに減額される場合があります。申請の際は、病院の領収書など入院日数のわかる書類を持参してください。

更新手続き

◇期間 8月3日(月)～8月31日(月)(土日、祝日を除く)

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分

◇必要なもの

令和2年度の国民健康保険被保険者証、現在交付されている令和元年度の限度額適用、標準負担額減額認定証または限度額適用認定証、個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび本人確認書類(運転免許証など)、印鑑

※個人番号通知カードについては、氏名、住所など記載事項に変更がない、または正しく変更手続きをとっているものは有効です。

新規に認定証の交付を希望される人

認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、必要な人は手続きをしてください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

※同一世帯内に住民税の申告などをしていない人(未申告の人)がいる場合は、負担区分の判定ができません。健康保険課にご相談ください。

申請手続き

■対象となる人

◇限度額適用認定証

- ・70歳未満の国民健康保険加入者
- ・70歳以上で、自己負担割合が3割かつ住民税の課税所得が145万円以上690万円未満の国民健康保険加入者または後期高齢者医療保険加入者

※同一世帯の被保険者の課税状況も考慮し、判定します。

◇限度額適用・標準負担額減額認定証

- ・同一世帯の国民健康保険加入者および世帯主の全員が住民税非課税である国民健康保険加入者
- ・同一世帯の全員が住民税非課税である後期高齢者医療保険加入者

※入院時の食事代も減額されます。

■必要なもの

国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび本人確認書類(運転免許証など)、印鑑

※個人番号通知カードについては、氏名、住所など記載事項に変更がない、または正しく変更手続きをとっているものは有効です。

被用者保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など)や国民健康保険組合に加入している人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

特別定額給付金（10万円給付金）の臨時窓口を 役場経済課内へ移設します

☎特別定額給付金臨時窓口 ☎ 25-1033

これまで西田布施公民館内に設けていた特別定額給付金（10万円給付金）の臨時窓口を、給付率が95%を超えているため、以下のスケジュールで役場2階⑩窓口へ移設します。

なお、この移設に伴う問い合わせ先電話番号の変更はありません。

◇西田布施公民館での受付

7月17日（金）まで

◇役場経済課での受付

7月20日（月）～8月17日（月）

◇申請はお済みですか？

特別定額給付金の申請期限は8月17日（月）です。

まだ申請が済んでいない人は、お忘れのないようお願いします。

なお、まだ申請書が届いていない場合は、特別定額給付金臨時窓口までご連絡ください。

※郵送申請の場合は当日消印有効です。

◇添付書類の添付漏れにご注意を

特別定額給付金の申請書には本人確認書類の写しと振込先口座の確認書類の写しを添付する必要があります。また、代理申請・受給の場合には追加で添付書類が必要となる場合があります。

詳細は特別定額給付金臨時窓口までお問い合わせください。

なお、本人確認書類としてマイナンバー通知カード（紙製）を添付されるケースが多く見受けられます。マイナンバー通知カードは本人確認書類としては認められませんのでご注意ください。

令和元年度情報公開制度などの 運用状況

☎総務課 総務係 ☎ 52-5802

町政に対する町民の理解および信頼を確保し、町民の行政への参加の促進を図るために実施している『情報公開制度』と、個人の権利利益の保護を図るために実施している『個人情報保護制度』の令和元年度の運用状況をお知らせします。

■情報公開制度

実施機関	開示請求件数	請求に対する 決定件数
町長	21件	公開 16件
		一部公開 3件
		非公開 1件
		文書不存在 1件

■個人情報保護制度

開示請求等件数 0件

樋門や陸こうについての注意

☎建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

町内にある樋門の近くは、大雨により水の流が速くなったり、急な増水があったりします。梅雨の時期や台風シーズンは特に危険ですので、周囲で子ども達が遊ばないように注意をお願いします。

また、陸こう（ゲート）は川や海が増水したときに堤防の役割を果たすものです。平時は通行のために開けることができますが、通行後に閉めるのを忘れないようにしましょう。

▼鳥越樋門



▼田布施川陸こう



『才賀コミュニティセンター』の貸出を始めます

☎社会教育課 ☎ 52-5813

新型コロナウイルス感染症対策として、分散して利用ができるよう、旧たぶせ第三保育園の建物を『才賀コミュニティセンター』として貸出を始めます。

◇住所 田布施町大字上田布施 1616-7

◇申込み先 社会教育課（中央公民館）

◇定員と使用料

各会議室の定員と使用料は下表のとおり

	定員（※1）		1時間あたりの使用料
会議室 A1	40人	80人	220円 （※2）
会議室 A2	40人		
会議室 B	40人		
会議室 C	20人		



▲才賀コミュニティセンターの外観



▲会議室 A 1 および A 2

※1：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、定員は上表の半分の数となります。

※2：冷暖房代は別途必要となります。料金についてはお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の

お口の健康診断（無料）

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態および口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を目的に、お口の健康診断を行っています。

◇健診項目

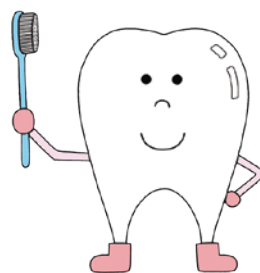
口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無など）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認など

◇対象者

- ①前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得した人
- ②前年度において障がい認定により新たに被保険者資格を取得した人
- ③これまでに当該健康診断を受けたことがなく受診を希望する人（今年度の新規資格取得者を除く。ただし、先着1000人とする。）

◇期間

6月1日（月）～令和3年1月31日（日）



◇実施場所 受診券に実施歯科医療機関を同封

◇持参品

- ・お口の健康診断受診券
- ※①②の人には、郵送にて送付しています。
- ※③の人は、健康保険課で受診券交付申請が必要です。

- ・同封の質問票
- ・後期高齢者医療被保険者証

◇自己負担額 無料

◇問合せ先

山口県後期高齢者医療広域連合
業務課保健事業推進係
☎083・921・7112

農業委員会だより

間田布施町農業委員会事務局（経済課内） ☎ 52-5805

■農業委員会とは

農地に関する事務を執行することが地方自治法で定められた合議体の行政委員会です。農地の権利移動・転用の許可などの審議や、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・遊休農地の発生防止・新規参入促進など）に向けて活動しています。

■農地の売買や転用をする場合

農地法による手続きが必要です。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

◇農地法

- ・権利移動を伴わない許可
宅地などに転用する場合…4条許可
- ・権利移動を伴う許可
農地のままでの権利移動…3条許可
宅地などに転用する場合…5条許可

法改正により、農業委員は選挙制から、公募のうえ議会の同意を要件とする町長の任命制となりました。

現在は、7人の農業委員と7人の農地利用最適化推進委員で活動しています。

任期はいずれも令和3年3月31日までの3年間となります。

◇農業委員

役職	氏名
会長	國永 保
職務代理	小坂竜一
委員	福本卓雄
委員	重森 陽
委員	藤本 毅
委員	小野孝子
委員	西本勝彦

◇農地利用最適化推進委員

担当地区(大字)	氏名
宿井	西本浩二
川西	山城啓一
上田布施	岡野保雄
下田布施	南 一成
波野・大波野	永田洋一
麻郷奥・麻郷	驛重寛和
別府・馬島	木下嗣生

※許可申請は所定事項を記載した申請書に当事者が記名・押印をし、関係書類を添えて農業委員会事務局窓口で行ってください。なお、代理人申請を行う場合は行政書士など資格のある人へ依頼してください。

■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。

許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

※農地を転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。詳細は、税務課資産税係（☎ 52-5804）へお問い合わせください。

農地転用の許可基準（農地区分）

農地区区分	要件	転用許可
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内において ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団の中で高性能農業機械での営農可能な農地	原則不許可 ※土地収用法認定事業など公益性の高い事業（第1種農地の場合をさらに限定）の用に供する場合は許可
第1種農地	・集団農地（10ha以上まとまっている） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ※土地収用法対象事業など公益性の高い事業の用に供する場合は許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地（都市計画区域内用途区域内）	原則許可

一般基準（主なもの）

事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ●資金力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか ●遅滞なく転用されるか ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂の流出・崩壊など災害を発生させる心配がないか ●周囲の営農条件に支障がないか

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

岡田布施町農業委員会事務局（経済課内） ☎ 52-5805

町では下記のとおり農業委員会および農地利用適正化推進委員を募集します。

◇受付期間 7月10日（金）～8月17日（月）必着

◇提出場所 経済課（2階⑬窓口）

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	7人	7人
内訳など	認定農業者が過半数、中立的立場の人を1人以上、その他女性や青年なども考慮する	担当地区ごとに1人募集 ①宿井 ②川西 ③上田布施④下田布施・中央南 ⑤波野・大波野 ⑥麻郷奥・麻郷 ⑦別府・馬島
推薦する人	農業者または農業者組織などの代表	
推薦を受ける人 応募する人	農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
	以下いずれかに該当する場合は委員となることはできません。 ・破産手続きの決定を受けて復権を得てない人 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは、受けることがなくなるまでの人 ・町税などの滞納がある人	
委員の決定	議会の同意を要件とする町長の任命	農業委員会からの委嘱
委員の任期	令和3年4月1日～令和6年3月31日	農業委員会からの委嘱を受けた日（令和3年4月予定）～令和6年3月31日
主な業務	・農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可などの審議 ・現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など）	・担当地区の現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など） ・農業委員会総会に出席し、審議事項について意見を述べる
報酬	年額 172,700円	

農業委員と推進委員の兼務はできませんが、双方に推薦および応募することは可能です。

推薦および応募の申込書に記載された事項のうち、住所を除き町ホームページによる公表の対象となります。

推薦および応募の申込書は経済課に用意しています。また、町ホームページでも公開しています。

健康診査のご案内 (後期高齢者医療の人)

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』を受診しましょう。

◇対象者

後期高齢者医療の加入者
※対象者には、6月上旬に『健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。

◇受診料(自己負担額)

500円

◇受診方法

令和3年3月31日(水)までに、県内の実施医療機関で受診する
※医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『健康診査受診券(黄色)』、『質問票』、『後期高齢者医療被保険者証』を必ず医療機関の窓口にて提示してください。

※休診日にご注意ください。

◇受診結果

受診した医療機関で説明を受けてください。

◇問合せ先

健康保険課保健年金係
☎ 52・5809

馬島・佐合島航路 夏季の臨時増便

閩熊南総合事務組合 ☎ 57-0530

◇臨時増便運航期間

7月20日～8月20日の土日・祝日
および盆(8月13日～15日)

※渡船時刻表は町ホームページで確認することができます。

◇感染症対策にご協力を

- ・発熱など、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある人は乗船をお断りさせていただく場合があります。
- ・乗船する際はマスクの着用をお願いします。

◇麻里府→佐賀の臨時運航ダイヤ

麻里府発	馬島着	馬島発	佐合島着	佐合島発	佐賀着
9:00	9:08	9:09	9:20	9:21	9:29

◇佐賀→麻里府の臨時運航ダイヤ

佐賀発	佐合島着	佐合島発	馬島着	馬島発	麻里府着
9:30	9:38	9:40	9:51	9:52	10:00

田布施町スポーツ少年団『団体・団員表彰』おめでとうございます

令和元年度に各種大会などで優秀な成績を収めた団体・団員の方が次のとおり表彰されました。

■団体表彰

◇田布施ミニバスケットボールスポーツ少年団 男子

木村駿佑、市山凌雅、矢村勇輝

◇田布施ミニバスケットボールスポーツ少年団 女子

栢舞穂、曾野部心実、坂野心美、石川蓮奈、山崎志穂、萩原茉穂、中西琉里亜

◇田布施野球スポーツ少年団

宇田匠真、西村亮、上岡有、田中輝大、山田陸、濱本壮一郎、小川寛登、高根遥叶、藤永理久、岡本祐輔、平岡勇人

◇田布施 JSC スポーツ少年団

森本瑞穂、森木咲来、三井雫、桑野桜子

■団員表彰

◇空手スポーツ少年団

田代侑己

『やない創業塾』 第8期受講生を募集します

柳井商工会議所では、創業意欲のある人を対象に創業塾を開講します。創業に必要な知識、手続き、計画づくりなどわかりやすく解説します。

すでにアイデアをお持ちの人や現在の職種から独立を考えている人、いつか自分のお店を持ちたいと考えている人、創業したがもう一度基本を学びたい人など、意欲のある人は、ぜひこの機会をご利用ください。

※田布施町特定創業支援事業に認定されている事業です。

◇開催日時

9月15日(火)・24日(木)・29日(火)・10月6日(火)・13日(火)・17日(土)

各回 午後6時30分～午後8時30分

※最終日のみ午後1時30分～午後5時です。

◇会場 柳井商工会議所1階研修室

◇定員 10人

※定員になり次第、申し込みを締め切ります。

◇対象者

創業を考えている人、創業後3年以内の人

◇受講料 3,000円(全6回分)

◇申込方法

柳井商工会議所のホームページもしくは企画財政課企画係に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、FAXまたはメールにて申し込む

◇申込み・問合せ先

柳井商工会議所中小企業相談所

〒742-8645

柳井市中央2-15-1

☎22-3731 FAX22-8811

E-mail info@yanaicci.or.jp

令和
2年度

田布施中学校同窓会
懇親会中止について

田布施中学校の同窓会・懇親会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とします。

開催を楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◇問合せ先 田布施中学校

同窓会事務局

(田布施中学校内)

☎52・2138



7月1日よりレジ袋有料化がスタートしました

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で生活に貢献しています。

一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題もあり、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化を行っています。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えるとともに、ライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

■問合せ先

◇消費者向け ☎0570-080180

◇事業者向け ☎0570-000930

レジ袋有料化 
2020年7月1日スタート
レジ袋削減にご協力下さい

環境問題
解決の
第一歩



▲経済産業省のホームページのQRコード

今回の子育て特集では田布施町の『家庭教育支援チーム』をご紹介します。『家庭教育支援チーム』は子ども達の居場所づくりや自立に向けての支援を行っています。『宿題、課題を一緒に取り組む』『スポーツを一緒にする』『自然体験を一緒にする』といった活動を行っていくことで、子ども達に寄り添った活動を展開しています。

そこで『家庭教育支援チーム』の一員で『スクールソーシャルワーカー（以下SSWとする）』の中村さんに①『SSWになろうと思ったきっかけ』、②『SSWとして接するとき心がけていること』、③『家庭教育支援チームの一員としての活動内容』、④『家庭教育支援チームをやってきてよかったこと』の4点についてインタビューしました。



▲『たのじ』会議の様子

① 未経験の児童分野に挑戦してみたと思ったからです。

子どもの最善の利益のため活動するところと惹かれました。また、SSWは困っているところに、どこへでも飛んでいく、そこに魅力を感じてチャレンジしてみようと思えました。

② 『第一印象』『ワンダウンポジション』『傾聴』を特に大切にしています。話をしているときの印象が一番相手に伝わるのは言語情報や聴覚情報よりも見た目から受ける視覚情報が大半を占めています。身なりをきちんと整えたり美しい仕草を心がけたりすることは、自分が訴えたいことをストレートに相手に伝える第一の手段で、相手に与える印象を意識的に変えることで、自分の話をスムーズに聞

き入れてもらえるきっかけになるので、特に気を遣っています。

その他にも相手より一段下の立場を取り、謙虚な態度と行動をとる『ワンダウンポジション』や相手の話に心を寄り添い、相手の話を熱心に聴く『傾聴』にも気を遣いながら活動しています。

③ 支援員の皆さんと同じ活動をしていきますが、学校、関係機関、保護者との効果的な連携について話し、困難なケースの対応などを行っています。

④ 『家庭教育支援チーム』としての活動歴は浅いですが、チームの皆さんに支えられ、楽しく活動できているところです。毎月『たのじ』会議に参加すると、懐かしい我が家に戻ってきたかのようにホッとします。

また、SSWとして関わった子どもやその家族が笑顔で過ごせているのを聞くと嬉しく思います。大変ですが、頑張ってきてよかったと思います。

ただ、上手くいくケースばかりではなく、心が折れそうになることもあります。ですが、できる理由・やれる人・良いところを探したり、

ピンチはチャンスなどと発想を転換し、ポジティブに考えるようにしています。



▲活動の様子（子育て支援講座）

『子どもが学校に行きたがらない』『子どもが言うことを聞かない』。注意すると暴れる』など子どものことや家族のことなどで困ったときには『家庭教育支援チーム』に相談してみませんか？

解決に向けてともに歩んでいきますので、気軽にお問い合わせください。

6/18 旭日単光章を受章

元田布施町議会議員の西本敦夫さん（中西自治会）が地方自治功勞により旭日単光章（高齢者叙勲）を受章されました。

西本さんは平成11年に町議会議員に初選出されました。議会活動は広範にわたり、通算4期13年間在職し、町政発展のために尽力されました。

このことが評価され、今回の受章となりました。



6/5 文部科学大臣賞『科学技術賞』を受賞

シンテック株式会社代表取締役の北村道夫さんが文部科学大臣賞『科学技術賞』を受賞し、町長へ受賞報告に訪れました。

従来は経験と勘に基づき製品の試作検証をしていたため、製品開発に時間とコストが必要でしたが、画面表示特性をコンピュータ上でシミュレートする計算技術の開発と設計用ソフトウェアを製品化したことで、製品の開発期間・コストが大幅に短縮され表示性能が飛躍的に向上しました。



まちのできごと

Tabuse Town News



6/25 町長へメッセージを伝達しました

町内の保護司と町更生保護女性会の皆さんが、7月1日から始まる『社会を明るくする運動』の強調月間に先立ち、総理大臣からのメッセージを町長へ伝達されました。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動で令和2年で70回目を迎えます。



6/10 キッシュウ株式会社より寄贈されました

キッシュウ株式会社から、フェイスシールドおよびソーシャルディスタンス呼びかけステッカーが寄贈されました。

吉岡靖社長は、「新型コロナウイルス感染症によるさまざまな制限の中、学校で子どもたちが安心して学べる環境の一助となれば」という趣旨で、町内各小・中学校へフェイスシールド50枚、ステッカー10枚を寄贈されました。





『生活リズムを整えよう』乳幼児期編

岡保健センター ☎52-4999

乳幼児の健やかな成長のためには、規則正しい生活が大切…と分かってはいても、理想どおりにはいかないことがあると思います。特に、新型コロナウイルス感染症の影響で自宅で過ごす時間が増えている今は、つい夜更かしや朝寝坊をしてしまうことがありませんか。生活リズムが崩れると、日中の活動に支障が出たり、体調を崩しやすくなったりします。この機会に、生活習慣を見直し、生活リズムを意識してみましょう。

■生活リズムが整うと、こんないいことが…

- ・体内リズムが整い、身体と心の調子がよくなります
- ・ご飯がおいしく食べられます
- ・日中元気に過ごすことができます
- ・成長に必要なホルモンがしっかり分泌されます
- ・ぐっすり眠ることで身体の免疫機能が高まります



※子どものころによい生活リズムを身につけておくと、そのリズムが持続することが多く、生涯の健康につながります。

■生活リズムの整え方

次の内容を参考に、家族みんなで子どもの生活リズムを整える行動を心がけましょう。

◇朝

- ・毎日決まった時間に起きるようにしよう
- ・カーテンを開けて朝の光を浴びるようにしよう
- ・朝ごはんは必ず食べるようにしよう

◇昼

- ・親子でしっかり体を使って遊んだり運動をしたりしよう
- ・動画の視聴やゲームを長時間させないようにしよう

◇夜

- ・興奮することは避け、静かに過ごそう
- ・決まった時間に布団に入るよう声をかけよう

『参考：文部科学省ホームページ』



いた
た
だ
き
ま
す

食生活改善推進協議会

なすとたこの和風マリネ

たこに含まれるタウリンにはコレステロールを低下させ、血圧を正常に保つ働きがあります。軟らかいなすとたこの食感が同時に味わえるさっぱりとした夏らしいおかずです。

材料(4人分)

なす	240g
茹でたこの足	80g
みょうが	2個
青じそ	5枚
サラダ油	大さじ1
塩	小さじ1/4
砂糖	小さじ2
酢	大さじ2
しょうゆ	小さじ1/2

作り方

- ①なすはヘタを切り落とし、縦半分につけて薄切りにする。
- ②フライパンにサラダ油を熱し、なすを中火で炒め、しんなりしたら火を止めてポウルに移し、塩、砂糖、酢を加えて冷ます。
- ③たこは薄切りにする。みょうがは半分につけて薄切りにし、水にさらして水気をよく切る。青じそは手でちぎる。
- ④②に③としょうゆを加えて和える。

1人分の栄養価

エネルギー…71kcal
たんぱく質…5.2g 脂質…3.2g
カルシウム…20mg 塩分…0.6g



『たぶせ子育てアプリ』をご利用ください

7月1日（水）から提供開始！利用料金無料！

『たぶせ子育てアプリ』は、妊娠から出産・子育てをサポートするスマートフォン・タブレット端末・PCに対応したサービスです。

子育てに必要な田布施町の情報などを一目でチェックできます。また、日々の記録や、大切な思い出の保存、予防接種のスケジュール管理など、これからの子育てに役立つ機能がたくさんあります。

ぜひ、母子健康手帳と併せてお使いください。

アプリダウンロードについてはQRコードを読み取るか、『母子モ』で検索しダウンロードしてください。

◇サービスに関する問合せ先

株式会社エムティーアイ コンタクトセンター
E-mail : boshi_info@cc.mti.co.jp



▼画面のイメージ



集団がん検診の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の集団がん検診は中止とします。ご理解とご協力をお願いします。

中止する集団検診	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん検診（※） ・乳がん検診（※） ・胃がん検診 	※子宮頸がん検診、乳がん検診は、町が委託する医療機関で個別に検診を受けることができます。

※大腸がん検診、肺がん検診は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を考慮した実施に向けて検討しています。実施方法などが決まりましたら、申し込みをした人に個人通知します。
なお、本年度の申し込みは終了しました。

幼児健康診査の実施方法変更のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、幼児健診は医療機関で実施します。

お子さまが対象年齢になりましたら、健診の案内を送付しますので、医療機関に予約の上、受診してください。

◇対象年齢

- ・1歳6か月以上2歳未満（1歳6か月児健康診査）
- ・3歳6か月以上4歳未満（3歳児健康診査）

◇内容 内科診察・歯科診察など

8020 達成者表彰

◇応募期限 令和3年3月31日（随時受付）

◇対象者

満80歳以上で自分の歯が20本以上残っている人
※自分の歯であれば治療している歯があっても対象となります。

◇応募および表彰

自薦、他薦を問わず山口県内の各歯科医院において口腔内診査を行い、歯科医院の推薦書にもとづき表彰者には、表彰状および記念品を授与

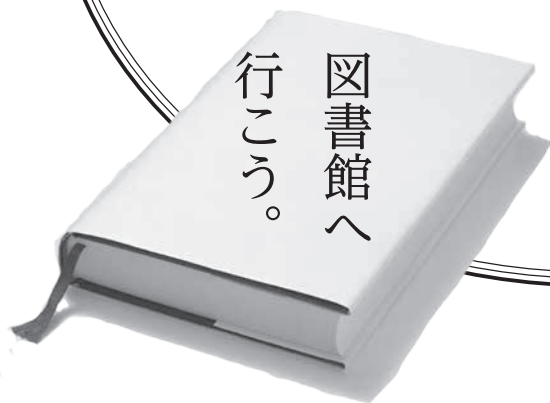
◇問合せ先 山口県歯科医師会

☎ 083-928-8020 FAX083-928-8025



『10代から身につけたい
ギリギリな自分を助ける方法』
井上 祐紀 著

『自分は守られるべき存在だ』精神科医が教える、『頼る』ことから始めるセルフケアとは？友だち、恋愛、家族、自分自身…。日々の生活の中で感じる、生きづらさを解決するためのヒントを伝える。



図書館へ
行こう。

『じんかん』

今村 翔吾 著

天正5年のある晩、織田信長のもとへ急報が。信長に忠誠を尽くしていたはずの松永久秀が2度目の謀反を企てたという。だが、意外にも信長は笑みを浮かべ、語り出したのは…。



『きものが着たい』

群 ようこ 著

『自分好み』が一番大事。きものは、その人なりに着ればいい。きものを日常着として着こなす著者による、きものを自由楽しむための初心者応援エッセイ。



もう一冊。

イベント

おしゃべり箱おはなしの会

8月22日(土) 午前10時30分～
図書館 2F 講座室にて

8月の
休館日

毎週月曜日・祝日
月末整理日 30日(日)

岡田布施図書館 ☎ 52-2288

HP <http://library.town.tabuse.yamaguchi.jp>

E-mail library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp

一般	認知症の人のイライラが消える接し方	植 賀寿夫
児童	きたきた捕物帖	宮部みゆき
妖怪のど自慢	家族じまい	桜木 紫乃
オニのふろめぐり	生かさず、殺さず	久坂部 羊
くろりすくんとしまりすくん	任侠シネマ	今野 敏
いとつひろし	不良	北野 武
池田あきこ	おいしくて泣くとき	森沢 明夫
あべ 弘士	---	---
おくはらゆめ	---	---

俳句短歌

周防一夜会

草を抜こう土を掘ろうさあ生きるんだ
孫のシャボン玉が空の旅に出た
夕風 ふとつかんだ初夏
森のフランク一人でこいで一人の宇宙
何もない田舎の暮らしが心地良い

麻郷俳句教室

青田風孫に添寝を起こされて
一水を挟み青田の拡がれり
ひもすがら灯る鶏舎やさみだるる
早乙女の唄もなくして青田生る
子の声の戻る校庭夏燕

短歌

明けやらぬ山に船音こだまさせ
サワラ釣りの灯五ノットで行く
ゆーらりともみじ若葉のゆらぎいて
五月の風の渡る山峡
饒舌な新緑一日だまらせて
山に雨降る重き雨降る
来年もみごとに咲くと植え替えて
仕上げの水やる極楽鳥花
言訳を言はないでくれ
決断のできぬ男は嫌いなんだよ

久光 良一	石田 帝児	部屋 慈音	甲斐 信子	山口 綾子	松根千代子	曾我 欣行	田村 文代	播磨 春枝	岡 倫子	上岡 知雄	藤田 京子	吉村 京子	河村美喜子	弘兼 安雄
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------

子育て支援センター

おんとも

☎たぶせ保育園 ☎53-1012

施設開放

- ・月～金曜日 午前9時～午後3時30分
(昼休み 午後0時15分～午後1時15分)
- ・土曜日 午前9時～午後0時15分
- 【月曜日から土曜日まで開放しています。】

『子育て支援センターおんとも』は、子育てサークルの開催や育児相談など子育て家庭へのいろいろな支援を行っています。

赤ちゃんサロン(8月行事)

午前10時～正午

※8月13日(木)・14日(金)・15日(土)はお盆休みです。

※水遊び・プール遊びがあります。水着とタオルの用意をお願いします。

はいはい

H31.4.2以降生まれ対象

- 4日(火) 身体測定・水遊び
- 11日(火) 水遊び
- 18日(火) 制作・水遊び
- 25日(火) リトミック・誕生会

よちよち

H30.4.2～H31.4.1生まれ対象

- 6日(木) 身体測定・プール遊び
- 20日(木) 制作・プール遊び
- 27日(木) リトミック・誕生会

ずくずく

H29.4.2～H30.4.1生まれ対象

- 7日(金) 身体測定・プール遊び
- 21日(金) リトミック・誕生会
- 28日(金) 制作遊び



柳井警察署だより

☎柳井警察署 ☎23-0110

https://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp/kenkei/page_h002_000009.html

theme

警察官採用試験の

お知らせ

採用試験が、下記のとおり行われます。受験資格や受験手続きなどの詳細は、警察本部警務課(☎0120-314-290)にお問い合わせください。

■警察官採用(A)試験(第2回)男性・女性

◇受験資格

昭和62年4月2日以降に生まれ、4年制以上の大学を卒業または令和3年3月31日までに卒業見込みの人

■警察官採用(B)試験 男性・女性

◇受験資格

昭和62年4月2日～平成15年4月1日に生まれ、警察官(A)以外の学歴の人(大学に在籍している人は除く)

■第1次試験日 9月20日(日)

■申込期限

◇書面 8月21日(金)

◇インターネット(PCのみ) 8月14日(金)

※受験資格や受験手続きなどの詳細は、受験案内をご覧ください。受験案内・受験申込書は、山口県警察本部、柳井警察署、交番・駐在所などで受け取ることができます。

※山口県人事委員会事務局のホームページにも受験案内・受験申込書などが掲載されています。

■山口県警察の

LINE登録用QRコード



防災行政無線の放送内容

電話で内容を確認することができます。

☎51・4011

ご芳志

☎社会福祉協議会

☎53・1103

(5月19日～6月18日受付分)

匿名3件

匿名3件

*香典返し

大田 久光孝弘 父 正

御蔵戸 石合成子 夫 満久

中央南 大浴重郷 母 榮美子

旭 彌富 裕紀 父 功

*車椅子借用お礼として

匿名1件

*河川保全管理の為に

匿名1件

*紙オムツ

匿名1件

お知らせ

【教育チャイムを鳴らします】

8月8日(土)・23日(日)午前10時・午後6時に教育チャイムを鳴らします。児童・生徒の皆さん、規則正しい生活を送りましょう。

※新型コロナウイルス感染症の影響により例年とチャイム期間が異なります。

◇問合せ先 学校教育課

☎52・5812

【家屋を取り壊した場合は「ご連絡ください」】

家屋または家屋の一部を取り壊した場合には、税務課までご連絡ください。ご連絡がないことで、現に存在しない家屋について固定資産税が賦課され続ける場合があります。

心当たりのある人は、令和2年度固定資産税納付書に添付の課税明細書と照合・確認の上、ご連絡ください。

なお、令和2年以前の新築・増築などで、調査の実施していない家屋もご連絡ください。

※税務官と偽り訪問するケースがあります。不審に思ったときは徴税吏員証の提示を求めてください。

◇問合せ先 税務課資産税係

☎52・5804

【国民健康保険一部負担金の減免などについて】

災害や収入の減少などの特別な事情により、医療機関での一部負担金(自己負担額)の支払いが困難な人は、申請により必要と認められた場合、一部負担金の減額や徴収猶予の措置を受けることができます。

詳細は、健康保険課係にお問い合わせください。

◇問合せ先

健康保険課係

☎52・5809

【人権擁護委員の委嘱について】

長迫晃さんが、法務大臣から田布施町の人権擁護委員を委嘱されました。

人権問題のほか、皆さんの身近な困りごとについて相談相手となり、問題を解決する手助けを行っています。

本町では、錢谷忠義さん・谷茂子さん・岩本宏司さんも人権擁護委員として活動しています。

◇任期(3年間)

7月1日・令和5年6月30日

◇問合せ先 町民福祉課住民係

☎52・5811

【魅力再発見ウォーキング】

次の日程でウォーキングを実施します。気軽に参加してください。

◇日時・集合場所

・7月26日(日)午前5時30分

田布施地域交流館駐車場

・8月2日(日)午前5時30分

田布施地域交流館駐車場

・8月9日(日)午前5時30分

田布施地域交流館駐車場

・8月16日(日)午前5時30分

麻郷公民館

・8月23日(日)午前5時30分

浜城集会所(防災センター)

・8月30日(日)午前5時30分

田布施地域交流館駐車場

※9月以降も、順次開催予定です。

※悪天候の場合、中止です。

◇問合せ先 遊歩クラブ(鳥越)

☎090・7370・5814

【労働保険の年度更新期間の延長について】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度労働保険料などの申告・納付期限が8月31日(月)まで延長されました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減収があった事業主の人は、申請により、労働保険料などの納付を1年間猶予することができます。

◇問合せ先

山口労働局労働保険徴収室

☎083・995・0366

【サマージャンボ宝くじ】

宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

・1等 5億円×21本

・前後賞各 1億円×42本

※発売総額630億円・21ユ

ニットのの場合

◇発売期間

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築工事・リフォーム工事・ハウスクリーニング
合併浄化槽工事・下水道工事・水道工事
水廻りのトラブル、漏水調査、床修理補修など小さな事でもお任せ下さい。

おおみや
有限会社 大三也
OMIYA

TEL (0820) 52-3169 田布施町 麻郷588-15
E-mail:oomiyasetsubi2@ymail.plala.or.jp

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております

オートプラザ
(株)大島商会
Auto Plaza

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

7月14日(火)・8月14日(金)
◇抽せん日 8月21日(金)
◇問合せ先
(公財)山口県市町村振興協会
☎083・925・6612

【遺言書の補完制度について】

相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において『自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度』が7月10日から新たに施行されました。

遺言書の保管の申請の手続きなどの詳細は、法務省のホームページをご確認ください。

◇問合せ先

法務省民事局商事課
☎03・3580・4111

相談

【相続登記の申請および手続きに関する相談】

不動産(土地・建物)の登記名義人(所有者)が亡くなられたときは、不動産の所在地を管轄する法務局に相続登記(名義変更)の申請が必要です。

長期にわたり相続登記をしな

いまだと『相続』が『争続』になってしまったり、再開発や公共事業が進まない、空き家の管理・利活用ができないといったトラブルが発生するおそれがあります。

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子ども達のためにも、未来につながる相続登記をしませんか。

法務局では予約制で登記手続きに関する相談を受け付けています。

詳細は、QRコードを読み取るか法務局のホームページ(<http://hounnukyoku.mof.go.jp/yamaguchi/>)をご覧ください。



◇問合せ先

山口地方法務局柳井出張所
☎22・1198

【不妊専門相談会】

◇日時 9月4日(金)

午後3時～午後5時(予約制)

◇場所

柳井健康福祉センター1階
リニックス室

◇内容

不妊・不育に関する相談、不妊治療に関する情報提供

◇対象者

不妊、不育に関する悩みやストレスをお持ちの人や不妊治療に関する情報提供を希望する人

※秘密は固く守りますのでご安心ください。



◇費用 無料

◇専門相談担当者

・産婦人科医師 徳山中央病院
山縣芳明先生

・臨床心理士・生殖心理カウンセラー 佐々木直美先生

◇申込方法 電話で予約する

◇申込締切日 8月27日(木)

◇申込み・問合せ先

柳井健康福祉センター地域保健班
☎22・3631

【サポステの支援対象が広がります】

『しゅうなん若者サポートステーション』は、厚生労働省・県の委託を受けた若者の就労支援機関です。

キャリアコンサルティング・臨床心理士が、就労に関するさまざまな不安や悩みを一緒に考えていきます。

4月から支援対象者が49歳まで引き上げられ、従来の各種セミナーや職場見学・体験に加えて、氷河期世代向けの講座も用意し、さらに学校中退者支援も行っています。全て予約制ですので、まずは電話で連絡をしてください。

◇対象者

15～49歳の求職者およびその保護者、または関係者

◇利用日時(毎週火・土曜日)

午前9時30分～午後5時30分
※祝日・年末年始は休館ですのでご注意ください。

◇相談料 無料

◇問合せ先

しゅうなん若者サポートステーション
☎0834・27・6270

以下は広告スペースです。「広報たふせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム



塩谷建築

☎55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL <http://shiotanikentiku.ec-net.jp/>

ケアマネでーす!

本町・居宅介護支援事業所

本町・行政書士事務所

任意後見、成年後見、
遺言・相続・死後事務委任・
尊厳死公正証書の相談

☎52-3193 下田布施618



試験

【光地区消防組合】

職員採用試験の変更について

新型コロナウイルスの影響を考慮し、受験を希望する人の準備期間を確保するため、次のとおり試験日などを変更します。

■試験日

◇変更後 10月18日(日)

■申込期間

◇変更後

6月29日(月)～9月4日(金)

午後5時15分

(当日消印有効)

■問合せ先

光地区消防組合消防本部総務課

☎0833・74・5601

【狩猟免許試験案内】

有害鳥獣捕獲のための狩猟を行うには、『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』に基づく狩猟免許を取得し、狩猟者登録を受けることが必要です。

次の日程で狩猟免許試験を実施します。申込用紙は経済課に

備え付けています。

◇日時・場所

・8月2日(日)

午前9時～午後4時

岩国市地方卸売市場

・8月23日(日)

午前9時～午後4時

下松市地域交流センター

※7月以降、下関、防府でも別

日程で開催します。

◇手数料 5200円

◇申込期限 実施日の7日前

※各会場での試験前日に同所で講習会があります。

◇講習会日程

各会場の試験日前日

午前9時～午後4時

(終了予定)

◇受講料 6000円

◇申込み・問合せ先

山口県猟友会

☎083・924・3517

講習・講座

【調理サポート講習】

受講生募集について

調理技術の基本、減塩やバランスのとれた献立などを調理実習と講義で学びます。

◇日時

・8月5日(水)

午前10時～午後3時30分

・8月6日(木)

午前10時～午後2時

◇会場 柳井市文化福祉会館

(柳井市柳井3718)

◇応募締切 7月27日(月)必着

◇対象者

・シルバー人材センターに入会

し就業が可能な田布施町、柳

井市、平生町在住の60歳以上

・職種転換を希望の人、1年間

就業していないシルバー会員

◇受講料 無料

◇募集人員 10人

※受講決定は締切後郵送にて通知

知します。

◇申込方法

受講希望の人はご連絡をいた

だければ受講申込書を送付し

ます。

◇受付時間

午前8時30分～午後5時15分

(土日祝を除く)

◇申込み・問合せ先

(公社)山口県シルバー人材セ

ンター連合会

〒753・0079

山口市糸米2・13・35

☎083・921・6070

【社会的ひきこもり家族教室】

『社会的ひきこもり』とは、半年以上、学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が続いており、また精神疾患がその主な原因とは考えにくい場合のことをいいます。

正しい知識やよりよい対処の方法、コミュニケーションの方

法を学びましょう。

◇日程 8月～12月(全5回)

原則、毎月第1木曜日

※新型コロナウイルス感染症の

発生状況により、開催を中

止または変更とする場合があ

ります。

◇時間

午後1時30分～午後4時

◇場所 柳井総合庁舎

(柳井市南町3・9・3)

◇対象者

社会的ひきこもりで悩んでい

る家族

※参加申し込み後、担当者によ

る面接の上、受講決定します。

◇参加費 (5回分)

茶菓子代500円

◇申込期限 7月21日(火)

◇申込み・問合せ先

募集

柳井健康福祉センター健康増進課

☎22・3631

【自衛官募集】

■航空学生

◇応募資格

・海 18歳以上23歳未満

・空 18歳以上21歳未満

※高卒者または高専3年次修了

者(見込みを含む)

◇受付期限 9月10日(木)

◇試験日 9月22日(火)

■一般曹候補生

◇応募資格(日本国籍保有者)

18歳以上33歳未満

◇受付期限 9月10日(木)

◇試験日

9月18日(金)～20日(日)

■自衛官候補生

◇応募資格(日本国籍保有者)

18歳以上33歳未満

◇受付期限 年間を通じて受付

◇試験日 受付時に通知

■問合せ先

防衛省自衛隊山口地方協力本

部柳井地域事務所

☎22・8199

【山口県障害者芸術文化祭

作品募集】

芸術文化祭に向けて制作・応募してみませんか。

◇応募作品部門

- 絵画（洋画、日本画、俳画）・書道・写真（デジカメ、携帯フォトを含む）・手工芸（和洋裁、編み物、貼り絵など）・文芸（詩集、随筆集、歌集など）俳句、短歌

※大きさの規定が応募部門によって異なるため、作品募集要領で確認してください。

◇応募作品の規定

- ・ 出品は、1人（1団体）1点
- ・ 未発表の作品に限る
- ・ 額装、軸装、軽量パネルなどで仕上げ、展示ができること
- ※画用紙・半紙のみの出品、額なし写真での応募は不可です。
- 割れる恐れがあるためガラスパネルは避けてください。

◇応募資格

県内に居住する障がい者

◇応募方法

所定の作品申込書・題名カードに記入し、提出する
※作品申込書・題名カード、作品募集要領は町民福祉課に備

え付けてあります。

◇応募期限 9月30日（水）

◇作品の提出方法

作品は、作品申込書・題名カードを提出後、別途指定する日までに町民福祉課まで持ち込む（文芸、俳句・短歌は、作品申込書・題名カードとともに9月30日（水）までに町民福祉課まで持ち込むこと）

◇応募先 町民福祉課福祉係

☎ 52・5810

◇問合せ先

山口県障害者社会参加推進センター

☎ 083・928・5432

▲増築された多目的棟
外観および内観



田布施町地域交流館

リニューアルオープン

6月19日に『田布施町地域交流館増築等工事完成記念式典』が行われました。

今回の改修工事ではイートインスペースとしても利用できる多目的棟や事務室、野菜荷捌き室などを有する加工棟の増築、既存の加工室の改修を行いました。

人口と世帯

(6月1日現在)



… 人口 …

15,089 人
(増減 -21 人)

… 男 …

7,211 人

… 女 …

7,878 人

… 世帯 …

7,044 世帯

休日納税（相談）窓口

7月

滞納が続くと、納期から本税（料）納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの納付に関する相談もお受けします。

今月の納期

◇固定資産税・都市計画税 (2期)

◇国民健康保険税・介護保険料

後期高齢者医療保険料 (1期)

■休日納税（相談）窓口（8:30～17:00）

7月26日（日）

※コンビニ収納普及に伴い、7月をもって休日納税（相談）窓口は終了となります。

◇納付場所 町役場1階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税務課 ☎ 52-5804

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料・介護保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809

保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建設課 ☎ 52-5807

下水道受益者負担金
……………建設課 ☎ 52-5817

8月のカレンダー

省略文字

- 中公：中央公民館
- 西公：西田布施公民館
- 東公：東田布施公民館
- 麻公：麻郷公民館
- 城公：城南公民館
- 里公：麻里府公民館
- いきいき：高齢者いきいき館
- 麻福：麻郷福祉会館
- 中学：田布施中学校

1 (土)		16 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(麻公)
2 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～ (田布施地域交流館)	17 (月)	【心】
3 (月)	【心】	18 (火)	■献血 9:30～11:30(マックスバリュ田布施店)
4 (火)	■健康・栄養相談(要予約) 10:00～11:30(いきいき)	19 (水)	【法】
5 (水)		20 (木)	■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき)
6 (木)	■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき)	21 (金)	
7 (金)		22 (土)	
8 (土)		23 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域防災センター) ■詩情公園美化ボランティア 8:00～(地域交流館裏)
9 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～ (田布施地域交流館)	24 (月)	【困】
10 (月)		25 (火)	
11 (火)		26 (水)	■こころの相談(要予約) 13:30～15:00(西公)
12 (水)		27 (木)	
13 (木)	■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき)	28 (金)	
14 (金)		29 (土)	
15 (土)		30 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～ (田布施地域交流館)
		31 (月)	【心】

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-5-3)

◇連絡先(診療時間内)

☎ 22-9001



【困】 困りごと相談

日時 8月24日(月)
10:00～15:00
場所 中公1階和室
問 町民福祉課
☎ 52-5811

【心】 心配ごと相談

日時 毎週月曜日
10:00～12:00
(祝日・困りごと相談日除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎ 53-1103

田布施町

メール配信サービス

QRコードを
読み取り、手
順に沿ってご
登録ください。



【法】 弁護士無料法律相談

日時 8月19日(水)
9:00～
場所 町役場1階保健室
問 町民福祉課 ☎ 52-5811
※電話による完全予約制(先着順)

区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※夜間診療はありません。	9:00～12:00 (受付 11:30まで) 13:00～17:00 (受付 16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	19:00～22:00 (受付 21:30まで)